

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別表第三（第二百四条関係） 劇 薬 生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略） 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略） 無機薬品及びその製剤（略） 有機薬品及びその製剤 一〓三十六の二十九（略） 三十六の三十―「（一R）――（二・六―ジクロロ―三―フルオロフェニル）エトキシ」―五―「二―（ピペリジン―四―イル）―一H―ピラゾール―四―イル」ピリジン―二―アミン（別名クリゾチニブ）及びその製剤 三十六の三十一―三十六の三十四（略）	別表第三（第二百四条関係） 劇 薬 生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略） 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略） 無機薬品及びその製剤（略） 有機薬品及びその製剤 一〓三十六の二十九（略） （新設） 三十六の三十―三十六の三十三（略）

三十七〜百三十三の四 (略)

百三十三の五 モガムリズマブ及びその製剤

百三十三の六 (略)

百三十四〜百三十六 (略)

三十七〜百三十三の四 (略)

(新設)

百三十三の五 (略)

百三十四〜百三十六 (略)